

認知症対応型共同生活介護事業所  
グループホーム城西入居契約書

社会福祉法人 つがる三和会

\_\_\_\_\_（以下「利用者」という）と社会福祉法人つがる三和会（以下「事業者」という）は、契約者がグループホーム城西における居室及び共用施設を使用し生活するとともに、事業者から提供される指定認知症対応型共同生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

契約当事者の表示

利用者氏名

性別 男 ・ 女 生年月日 明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日

被保険者番号

要介護状態区分 要支援 2 ・ 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5

要介護認定の有効期限 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

身元引受人

氏名

（利用者との関係： \_\_\_\_\_ ）

指定認知症対応型共同生活介護を行う者（以下「事業所」という）

事業者名 社会福祉法人 つがる三和会

（ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号：0270201874 ）

事業所名 グループホーム城西

利用開始日 令和 年 月 日

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業所は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努めると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳を持って接するように努めます。

また、利用者、身元引受人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相互に協力することを誓います。

## 第一条（契約の目的）

事業者は認知症対応型生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は身元引受人は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第二条（契約期間と更新）

1 本契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定日の満了日とします。

2 契約期間満了の30日前までに、利用者又は身元引受人から書面または口頭による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効

期間の満了とします。ただし契約期間満了以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定をうけ、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日とします。

### 第三条（身元引受人）

1 利用者の残置物や利用料等の滞納等があった場合に備え、残置物一切の引き取り、および債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

2 身元引受人は事業者が必要と認め要請した場合は、これに応じて事業者と協議し身元監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残務財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

3 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合は身元引受人にその旨を連絡するものとします。

4 身元引受人は前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物の引き取り及び1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し特段の事情がある場合にはその旨を事業者に連絡し、事業者が合理的な事情と判断した場合に限り、期限を延長することがあります。

5 事業者は前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物の引き取り義務を履行しない場合は、事業者の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか事業者が処分するものとします。但しその引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人から支払いがない場合及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段により解決を図るものとします。

### 第四条（身元引受代理人）

1 事業者は利用者に対して身元引受代理人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受代理人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

なお、身元引受代理人は身元引受人が兼ねることができます。

2 身元引受代理人は、生計を異にする者とし本契約に基づく利用者及び身元引受人の事業者に対する債務について連帯保証人となります。また事業者が必要と認め要請した時はこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残務財産の引き取り等を行うことに責任を負うものとします。

3 身元引受代理人(連帯保証人)となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額60万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。連帯保証人が負担する負債の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。連帯保証人からの請求があった場合には、利用料の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等全ての債務の額等に関する情報を提供します。

### 第五条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2以上の被保険者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

## 第六条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び身元引受人と介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。

2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。

3 利用者及び身元引受人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容の変更するよう申し出ることができます。この場合は、事業者は、明らかに変更の必要がない時及び利用者又は身元引受人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。

4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び身元引受人に対し、内容を説明します。

## 第七条（サービスの内容及びその提供）

1 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容ごとに区分することなく全体を包括して提供します。

ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介護。

イ 日常生活上の世話。

ウ 日常生活の中での機能訓練。

エ 相談、援助。

② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。

2 事業者は利用者に対し、利用開始の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう適切な各種サービスを提供します。

3 事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を身元引受人に報告します。

4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況を把握するようにします。

## 第八条（医療上の必要への対応）

1 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療等が必要となった場合、その他必要と認められた場合は、利用者のかかりつけ医または事業者の協力医療機関において必要な治療が受けられるよう支援します。

2 事業者は利用者健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは緊急入院が受け入れられるようにします。

3 事業所は、サービス提供体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、協力医療機関と連携をとっています。

## 第九条（利用料等の支払い）

1 利用者又は身元引受人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付以外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

2 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。

3 事業者は、利用者又は身元引受人に対し、毎月10日までに前月の利用料等の請求書を送付いたします。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を送付します。

4 利用者又は身元引受人は事業者に対し、前項の利用料等を当月末日までに、事業者の指定する方法により支払うものとし、期日までに支払われない場合は、第3条2項の規定により身元引受人に請求するものとします。

5 事業者は利用者又は身元引受人から利用料の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対し、領収書を発行いたします。

## 第十条（利用者及び身元引受人の権利）

利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受け入れられることについて援助を受けられること。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること。
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民として行為を行えること。
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載）

## 第十一条（事業者及びサービス職員の義務）

1 事業者及びサービス職員は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体の安全に配慮するものとします。

2 事業者及びサービス職員は、契約者又は他利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

3 事業者は、契約者に対する指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させるものとします。

## 第十二条（利用者の施設利用上の注意事項）

- 1 利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。
  - ① 利用者は、居室又は共用施設、敷地その本来の用途に従って、利用するものとします。
  - ② 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者は、事業者及びサービス事業者は居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合は、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
  - ③ 利用者はホームの施設、設備等について、故意又は重大な過失により滅失、破損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

## 第十三条（利用者及び身元引受人の義務）

利用者及び身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態について情報を正しく事業者に提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと。但し、利用者又は身元引受人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書類を事業者に提示し、それによっておこるすべてについて身元引受人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業所が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業所に知らせること。
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び身元引受人は協力すること。

## 第十四条（造作・模様替え等の制限）

1 利用者及び身元引受人は、居室に造作・模様替えするときは、事業所に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び身元引受人の負担とします。

2 利用者及び身元引受人は事業所の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることは出来ません。

3 利用者及び身元引受人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

## 第十五条（契約の終了）

次の各号に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 利用者又は身元引受人が第十五条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ④ 事業者が第十六条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日。
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は身元引受人と事業者の協議のうえ、居室確保に合意した時は本契約を継続することが出来ます。
- ⑥ 利用者が他介護療養施設に入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

⑦ 他施設への移行の勧奨が必要な場合。

- ・ 入居者が認知症高齢者の日常生活自立度判定基準ランク M となった場合。
- ・ 入居者が要介護 4 又は 5 となり尚且つ次の医療行為が必要となった場合。

透析・経管栄養・喀痰吸引・気管切開後の気管カニューレのケア・血糖値チェック・皮膚の潰瘍のケア・手術創のケア・創傷処置・足のケア（開放創、蜂巣炎、膿等の感染症）・中心静脈栄養・胃瘦・人工肛門・膀胱留置カテーテル・疼痛緩和・24 時間持続点滴・レスピレータ使用・ドレーン法・胸腹腔洗浄・酸素療法

- ・ その他認知症以外の疾患に恒常的医療行為が必要となった場合。

#### 第十六条（利用の契約解除）

利用者又は身元引受人は事業所に対し、いつでも 30 日の予告期間をおいてこの契約を解除することができます。

#### 第十七条（事業所の契約解除）

事業所は利用者及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間をおいて、この契約を解除することができます。

ただし、事業所は、解除通告をするに当たっては、次の第 2 号を除き利用者及び身元引受人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 1 ヶ月以上延滞し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 7 日以内に支払わない場合。
- ② 伝染病疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④ 利用者又は身元引受人が故意に法令その他契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

#### 第十八条（退居の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保険機関もしくは福祉サービス機関と連携して、利用者及び身元引受人に対して、円滑な退居のために必要な援助を行います。なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用の実費は、利用者及び身元引受人の負担とします。

#### 第十九条（損害賠償）

1 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は損害賠償を免除され、または弁償額を減免されることがあります。

2 利用者の故意又は重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は身元引受人が負担します。

## 第二十条（秘密保持）

1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、身元引受人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文章により利用者又は身元引受人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

## 第二十一条（苦情解決）

事業者は、その提供したサービスに関する相談又は苦情等に対応する窓口を設置し、適切に処理します。

## 第二十二条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令の他法令の定めるところにより、利用者及び身元引受人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。



以上の契約の証として本契約書を二通作成し、利用者及び身元引受人、身元引受代理人及び事業者は記名押印の上、各自その一通を保有します。

令和 年 月 日

<事業者>

事業者 所在地 青森県弘前市大字茜町二丁目1番地2  
名称 社会福祉法人つがる三和会  
代表者氏名 理事長 大井正清 ㊟

<契約者氏名、住所>

利用者氏名 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

携帯 \_\_\_\_\_

身元引受代理人 住所 \_\_\_\_\_  
(連帯保証人)

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

携帯 \_\_\_\_\_